

2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 前澤化成工業株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員
田中 理
(コード番号 7925 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画室 室長 大庭 広紀
(TEL 03-6264-9911)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 71 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2024 年 10 月 31 日の監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせのとおり、当社は、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 71 回定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員である取締役（社外取締役を含む）に取締役会での議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図り、企業価値向上に向けた経営戦略等の議論を一層活性化することなどを目的としております。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所用の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2025 年 6 月 24 日（予定）

定款変更の効力発生日：2025 年 6 月 24 日（予定）

以上

<定款>

(下線部は変更部分を示します。)

現行	変更案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(削除)
(3) 監査役会	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) 会計監査人	(3) <u>会計監査人</u>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の</u> 定める株式取扱規則による。
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集する。	第15条 当社の株主総会は取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。
2. 当社の株主総会の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれに当たり、 <u>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従い他の取締役がこれにかわる。</u>	2. 当社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順位に従う。
(定員)	(定員)
第20条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。	第20条 当社の取締役は、12名以内とする。
(新設)	2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(新設)	2. <u>前項の定めによる取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u>
2. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行	変更案
(新設)	4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役の選定)	(代表取締役の選定)
第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。	第23条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 選定する。
(役付取締役)	(役付取締役)
第24条 <u>取締役会の決議をもって取締役社長を定める。</u>	第24条 <u>取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長を定めることができる。</u>
2. <u>取締役会の決議をもって取締役会長を定めることができる。</u>	(削除)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第26条（条文省略）	第26条（現行どおり）
2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に <u>従い他の取締役がこれにかわる。</u>	2. 前項に定める取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位に <u>従う。</u>
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
第28条、第29条（条文省略）	第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録)	第29条、第30条（現行どおり）
第30条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</u>	(取締役会の議事録)
2. (条文省略)	第31条 <u>取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。</u>
(報酬等)	2. (現行どおり)
第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u>	(報酬等)
第32条（条文省略）	第32条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第33条（現行どおり）
(定員)	第5章 <u>監査等委員会</u>
第33条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)

現行	変更案
(選任方法)	
第 34 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	(削除)
(任期)	
第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役)	(常勤監査等委員)
第 36 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	第 34 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 35 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議)	(監査等委員会の決議)
第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(監査役会規則)	(監査等委員会規則)
第 39 条 監査役会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。	第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令および定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
(監査役会の議事録)	(監査等委員会の議事録)
第 40 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。	第 38 条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名捺印または電子署名して当会社に保存する。
(報酬等)	
第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役との責任限定契約)	
第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(削除)
第 43 条 (条文省略)	第 39 条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 44 条 (条文省略)	第 40 条 (現行どおり)
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第 45 条～第 48 条 (条文省略)	第 41 条～第 44 条 (現行どおり)